

岡崎市病児保育施設運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、病児保育事業を推進し、保護者の就労と育児の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び福祉の向上を図るため、病児保育施設の運営に要する経費に対し、予算の範囲内において岡崎市病児保育施設運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付を行うことに関し、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、病児保育事業とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第13項の規定に基づくほか、「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第12号）に規定する病児保育事業のうち、病児対応型又は病後児対応型に該当するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を得た病院及び診療所並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助金の対象経費及び補助額)

第4条 補助金の対象経費及び補助額は、次の各号の定めるところによる。

(1) 補助の対象経費

病児保育事業の運営に要する費用であって、別表の基準額に定める事業の実施に必要な経費であること。

なお、算定にあたり、別表の1の(1)のア及び2の(1)のアに定める基本分のうちの改善分を「一般分」と区分し、その他のものを「特定分」と区分するものとする。

(2) 補助額の算出

別表に定める基準額と事業の実施に必要な経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を予算の範囲内で支出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場

合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の条件）

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付対象事業に要する経費については、「特定分」、「一般分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成27年内閣府告示第424号）に定める期間を経過するまで、市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返納させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式8により速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) この補助金と事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上

の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付申請については、市長が別に定める日までに、次の書類を各1部提出するものとする。

- (1) 病児保育施設運営費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 申請額算出調書及び内訳書
- (3) 事業計画書（様式第2号）
- (4) 収支予算書（見込書）（様式第3号）
- (5) その他、市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第7条 市長は、前条の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第8条 変更の承認申請については、市長が別に定める日までに、次の書類を各1部提出するものとする。

- (1) 病児保育施設運営費補助金変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 変更申請額算出調書及び内訳書
- (3) 変更事業計画書（様式第2号）
- (4) 変更収支予算書（見込書）（様式第3号）
- (5) その他、市長が必要と認める書類

（変更交付決定の通知）

第9条 市長は、前条の変更交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の変更交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するも

のとする。

（実績報告）

第10条 実績報告については、次の各号に定めるところによる。

(1) 提出書類 各 1 部

ア 病児保育施設運営費補助金実績報告書（様式第 5 号）

イ 精算額算出調書及び内訳書

ウ 実績報告書（様式第 6 号）

エ 事業の対象経費を証明する書類の写し

オ 事業実施期間中の利用実績を証明する書類

カ その他、市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第 5 条第 1 項第 3 号により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から30日以内）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 7 日のいずれか早い日

（市費補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る市費補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に対し通知するものとする。

（請求の手続き）

第12条 請求の手続きについては、次の各号に定めるところによる。

(1) 提出書類 1 部

請求書

(2) 提出期限

補助金交付額確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日

（概算払の申請及び請求手続き）

第13条 概算払の承認申請及び請求手続きについては、次の各号に定めるところによる。また、概算払は、市長が内容を確認した結果、問題が認められない場合に請求できることとする。

(1) 提出書類 各 1 部

ア 概算払承認申請書（様式第 7 号）

イ 事業の対象経費を証明する書類の写し（原本証明すること）

(2) 提出期限

市長が別に定める日

（概算払の承認決定通知）

第14条 市長は、前条の概算払の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の概算払の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

3 補助金の概算払による交付を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

（実施細則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事務を所管する部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和10年 3 月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 3 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 2 日から施行し、令和 7 年10月 1 日から適

用する。

別表

算 定 基 準

1 病児対応型

(1) 事業費

	基準額																																																																
ア 基本分	1 か所あたり年額 8,808,000円（うち、改善分2,538,000円） ※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援などを実施しない場合は改善分を減算すること。																																																																
イ 加算分	ア 年間延べ利用児童数に応じた加算 <table> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th><th>基準額 (1 か所当たり年額)</th></tr> <tr><td>50人以上100人未満</td><td>1,130,000円</td></tr> <tr><td>100人以上150人未満</td><td>1,695,000円</td></tr> <tr><td>150人以上200人未満</td><td>2,260,000円</td></tr> <tr><td>200人以上300人未満</td><td>3,390,000円</td></tr> <tr><td>300人以上400人未満</td><td>4,520,000円</td></tr> <tr><td>400人以上500人未満</td><td>5,650,000円</td></tr> <tr><td>500人以上600人未満</td><td>6,780,000円</td></tr> <tr><td>600人以上700人未満</td><td>7,910,000円</td></tr> <tr><td>700人以上800人未満</td><td>9,040,000円</td></tr> <tr><td>800人以上900人未満</td><td>10,170,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,000人未満</td><td>11,300,000円</td></tr> <tr><td>1,000人以上1,100人未満</td><td>12,430,000円</td></tr> <tr><td>1,100人以上1,200人未満</td><td>13,560,000円</td></tr> <tr><td>1,200人以上1,300人未満</td><td>14,690,000円</td></tr> <tr><td>1,300人以上1,400人未満</td><td>15,820,000円</td></tr> <tr><td>1,400人以上1,500人未満</td><td>16,950,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上1,600人未満</td><td>18,080,000円</td></tr> <tr><td>1,600人以上1,700人未満</td><td>19,210,000円</td></tr> <tr><td>1,700人以上1,800人未満</td><td>20,340,000円</td></tr> <tr><td>1,800人以上1,900人未満</td><td>21,470,000円</td></tr> <tr><td>1,900人以上2,000人未満</td><td>22,600,000円</td></tr> <tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td>23,540,000円</td></tr> <tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td>25,680,000円</td></tr> <tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td>27,820,000円</td></tr> <tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td>29,960,000円</td></tr> <tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td>32,100,000円</td></tr> <tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td>32,640,000円</td></tr> <tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td>34,680,000円</td></tr> <tr><td>3,400人以上3,600人未満</td><td>36,720,000円</td></tr> <tr><td>3,600人以上3,800人未満</td><td>38,760,000円</td></tr> <tr><td>3,800人以上4,000人未満</td><td>40,800,000円</td></tr> </table> ※ 4,000人以上の場合は別途協議。 イ 送迎対応を行う看護師等雇上費 1 か所当たり年額5,400,000円	年間延べ利用児童数	基準額 (1 か所当たり年額)	50人以上100人未満	1,130,000円	100人以上150人未満	1,695,000円	150人以上200人未満	2,260,000円	200人以上300人未満	3,390,000円	300人以上400人未満	4,520,000円	400人以上500人未満	5,650,000円	500人以上600人未満	6,780,000円	600人以上700人未満	7,910,000円	700人以上800人未満	9,040,000円	800人以上900人未満	10,170,000円	900人以上1,000人未満	11,300,000円	1,000人以上1,100人未満	12,430,000円	1,100人以上1,200人未満	13,560,000円	1,200人以上1,300人未満	14,690,000円	1,300人以上1,400人未満	15,820,000円	1,400人以上1,500人未満	16,950,000円	1,500人以上1,600人未満	18,080,000円	1,600人以上1,700人未満	19,210,000円	1,700人以上1,800人未満	20,340,000円	1,800人以上1,900人未満	21,470,000円	1,900人以上2,000人未満	22,600,000円	2,000人以上2,200人未満	23,540,000円	2,200人以上2,400人未満	25,680,000円	2,400人以上2,600人未満	27,820,000円	2,600人以上2,800人未満	29,960,000円	2,800人以上3,000人未満	32,100,000円	3,000人以上3,200人未満	32,640,000円	3,200人以上3,400人未満	34,680,000円	3,400人以上3,600人未満	36,720,000円	3,600人以上3,800人未満	38,760,000円	3,800人以上4,000人未満	40,800,000円
年間延べ利用児童数	基準額 (1 か所当たり年額)																																																																
50人以上100人未満	1,130,000円																																																																
100人以上150人未満	1,695,000円																																																																
150人以上200人未満	2,260,000円																																																																
200人以上300人未満	3,390,000円																																																																
300人以上400人未満	4,520,000円																																																																
400人以上500人未満	5,650,000円																																																																
500人以上600人未満	6,780,000円																																																																
600人以上700人未満	7,910,000円																																																																
700人以上800人未満	9,040,000円																																																																
800人以上900人未満	10,170,000円																																																																
900人以上1,000人未満	11,300,000円																																																																
1,000人以上1,100人未満	12,430,000円																																																																
1,100人以上1,200人未満	13,560,000円																																																																
1,200人以上1,300人未満	14,690,000円																																																																
1,300人以上1,400人未満	15,820,000円																																																																
1,400人以上1,500人未満	16,950,000円																																																																
1,500人以上1,600人未満	18,080,000円																																																																
1,600人以上1,700人未満	19,210,000円																																																																
1,700人以上1,800人未満	20,340,000円																																																																
1,800人以上1,900人未満	21,470,000円																																																																
1,900人以上2,000人未満	22,600,000円																																																																
2,000人以上2,200人未満	23,540,000円																																																																
2,200人以上2,400人未満	25,680,000円																																																																
2,400人以上2,600人未満	27,820,000円																																																																
2,600人以上2,800人未満	29,960,000円																																																																
2,800人以上3,000人未満	32,100,000円																																																																
3,000人以上3,200人未満	32,640,000円																																																																
3,200人以上3,400人未満	34,680,000円																																																																
3,400人以上3,600人未満	36,720,000円																																																																
3,600人以上3,800人未満	38,760,000円																																																																
3,800人以上4,000人未満	40,800,000円																																																																

	ウ	送迎経費 1 か所当たり年額3,634,000円	
	エ	研修参加費用（研修代替職員の配置に要する費用を含む） 職員1人当たり年額18,000円	
	オ	当日キャンセル加算	
		年間キャンセル対応加算	基準額（1 か所あたり年額）
		(1)25回以上50回未満	247,900円
		(2)50回以上100回未満	502,500円
		(3)100回以上150回未満	670,000円
		(4)150回以上	1,005,000円
	カ	感染症対応加算 1 か所当たり年額1,300,000円	
ウ 普及定着促進費 （開設準備経費）	ア	改修費等 1 か所当たり 4,000,000円	
	イ	礼金及び賃借料（開設前月分） 1 か所当たり 600,000円	
	※ア及びイとも事業年度中に支払われたものに限る。		

(2) 特定分・低所得者減免分加算

ア 生活保護法による被保護者世帯	5,000円×年間延利用人員
イ 市民税非課税世帯	2,500円×年間延利用人員

(3) 特例措置分

地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業	安定的な事業運営を継続して提供できるような物品の購入等に係る経費 1 か所当たり 25,000円 ※ 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に実施した事業に限る。
---------------------------	---

※ (3)特例措置分については、令和7年度に限る。

2 病後児対応型

(1) 事業費

	基準額
ア 基本分	1 か所あたり年額 6,338,000円（うち、改善分2,225,000円） ※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援などを実施しない場合は改善分を減算すること。

イ 加算分	ア 年間延べ利用児童数に応じた加算 <table data-bbox="568 203 1311 1547"> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th><th>基準額 (1カ所当たり年額)</th></tr> <tr><td>50人以上100人未満</td><td>1,300,000円</td></tr> <tr><td>100人以上150人未満</td><td>1,593,300円</td></tr> <tr><td>150人以上200人未満</td><td>2,124,400円</td></tr> <tr><td>200人以上300人未満</td><td>3,186,600円</td></tr> <tr><td>300人以上400人未満</td><td>4,248,800円</td></tr> <tr><td>400人以上500人未満</td><td>5,311,000円</td></tr> <tr><td>500人以上600人未満</td><td>6,373,200円</td></tr> <tr><td>600人以上700人未満</td><td>7,435,400円</td></tr> <tr><td>700人以上800人未満</td><td>8,497,600円</td></tr> <tr><td>800人以上900人未満</td><td>9,559,800円</td></tr> <tr><td>900人以上1,000人未満</td><td>10,622,000円</td></tr> <tr><td>1,000人以上1,100人未満</td><td>11,684,200円</td></tr> <tr><td>1,100人以上1,200人未満</td><td>12,746,400円</td></tr> <tr><td>1,200人以上1,300人未満</td><td>13,808,600円</td></tr> <tr><td>1,300人以上1,400人未満</td><td>14,870,800円</td></tr> <tr><td>1,400人以上1,500人未満</td><td>15,933,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上1,600人未満</td><td>16,995,200円</td></tr> <tr><td>1,600人以上1,700人未満</td><td>18,057,400円</td></tr> <tr><td>1,700人以上1,800人未満</td><td>19,119,600円</td></tr> <tr><td>1,800人以上1,900人未満</td><td>20,181,800円</td></tr> <tr><td>1,900人以上2,000人未満</td><td>21,244,000円</td></tr> <tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td>22,127,600円</td></tr> <tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td>24,139,200円</td></tr> <tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td>26,150,800円</td></tr> <tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td>28,162,400円</td></tr> <tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td>30,174,000円</td></tr> <tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td>30,681,600円</td></tr> <tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td>32,599,200円</td></tr> <tr><td>3,400人以上3,600人未満</td><td>34,516,800円</td></tr> <tr><td>3,600人以上3,800人未満</td><td>36,434,400円</td></tr> <tr><td>3,800人以上4,000人未満</td><td>38,352,000円</td></tr> </table> ※ 4,000人以上の場合は別途協議。 イ 送迎対応を行う看護師等雇上費 1カ所当たり年額5,400,000円 ウ 送迎経費 1カ所当たり年額3,634,000円 エ 研修参加費用（研修代替職員の配置に要する費用を含む） 職員1人当たり年額18,000円 オ 当日キャンセル加算 <table data-bbox="568 1861 1367 2056"> <tr> <th>年間キャンセル対応加算</th><th>基準額(1カ所あたり年額)</th></tr> <tr><td>(1)25回以上50回未満</td><td>247,900円</td></tr> <tr><td>(2)50回以上100回未満</td><td>502,500円</td></tr> <tr><td>(3)100回以上150回未満</td><td>670,000円</td></tr> <tr><td>(4)150回以上</td><td>1,005,000円</td></tr> </table>	年間延べ利用児童数	基準額 (1カ所当たり年額)	50人以上100人未満	1,300,000円	100人以上150人未満	1,593,300円	150人以上200人未満	2,124,400円	200人以上300人未満	3,186,600円	300人以上400人未満	4,248,800円	400人以上500人未満	5,311,000円	500人以上600人未満	6,373,200円	600人以上700人未満	7,435,400円	700人以上800人未満	8,497,600円	800人以上900人未満	9,559,800円	900人以上1,000人未満	10,622,000円	1,000人以上1,100人未満	11,684,200円	1,100人以上1,200人未満	12,746,400円	1,200人以上1,300人未満	13,808,600円	1,300人以上1,400人未満	14,870,800円	1,400人以上1,500人未満	15,933,000円	1,500人以上1,600人未満	16,995,200円	1,600人以上1,700人未満	18,057,400円	1,700人以上1,800人未満	19,119,600円	1,800人以上1,900人未満	20,181,800円	1,900人以上2,000人未満	21,244,000円	2,000人以上2,200人未満	22,127,600円	2,200人以上2,400人未満	24,139,200円	2,400人以上2,600人未満	26,150,800円	2,600人以上2,800人未満	28,162,400円	2,800人以上3,000人未満	30,174,000円	3,000人以上3,200人未満	30,681,600円	3,200人以上3,400人未満	32,599,200円	3,400人以上3,600人未満	34,516,800円	3,600人以上3,800人未満	36,434,400円	3,800人以上4,000人未満	38,352,000円	年間キャンセル対応加算	基準額(1カ所あたり年額)	(1)25回以上50回未満	247,900円	(2)50回以上100回未満	502,500円	(3)100回以上150回未満	670,000円	(4)150回以上	1,005,000円
年間延べ利用児童数	基準額 (1カ所当たり年額)																																																																										
50人以上100人未満	1,300,000円																																																																										
100人以上150人未満	1,593,300円																																																																										
150人以上200人未満	2,124,400円																																																																										
200人以上300人未満	3,186,600円																																																																										
300人以上400人未満	4,248,800円																																																																										
400人以上500人未満	5,311,000円																																																																										
500人以上600人未満	6,373,200円																																																																										
600人以上700人未満	7,435,400円																																																																										
700人以上800人未満	8,497,600円																																																																										
800人以上900人未満	9,559,800円																																																																										
900人以上1,000人未満	10,622,000円																																																																										
1,000人以上1,100人未満	11,684,200円																																																																										
1,100人以上1,200人未満	12,746,400円																																																																										
1,200人以上1,300人未満	13,808,600円																																																																										
1,300人以上1,400人未満	14,870,800円																																																																										
1,400人以上1,500人未満	15,933,000円																																																																										
1,500人以上1,600人未満	16,995,200円																																																																										
1,600人以上1,700人未満	18,057,400円																																																																										
1,700人以上1,800人未満	19,119,600円																																																																										
1,800人以上1,900人未満	20,181,800円																																																																										
1,900人以上2,000人未満	21,244,000円																																																																										
2,000人以上2,200人未満	22,127,600円																																																																										
2,200人以上2,400人未満	24,139,200円																																																																										
2,400人以上2,600人未満	26,150,800円																																																																										
2,600人以上2,800人未満	28,162,400円																																																																										
2,800人以上3,000人未満	30,174,000円																																																																										
3,000人以上3,200人未満	30,681,600円																																																																										
3,200人以上3,400人未満	32,599,200円																																																																										
3,400人以上3,600人未満	34,516,800円																																																																										
3,600人以上3,800人未満	36,434,400円																																																																										
3,800人以上4,000人未満	38,352,000円																																																																										
年間キャンセル対応加算	基準額(1カ所あたり年額)																																																																										
(1)25回以上50回未満	247,900円																																																																										
(2)50回以上100回未満	502,500円																																																																										
(3)100回以上150回未満	670,000円																																																																										
(4)150回以上	1,005,000円																																																																										

	カ 感染症対応加算 1 か所当たり年額1,300,000円
ウ 普及定着促進費 （開設準備経費）	ア 改修費等 1 か所当たり 4,000,000円 イ 礼金及び賃借料（開設前月分） 1 か所当たり 600,000円 ※ア及びイとも事業年度中に支払われたものに限る。

(2) 特定分・低所得者減免分加算

ア 生活保護法による被保護者世帯	5,000円×年間延利用人員
イ 市民税非課税世帯	2,500円×年間延利用人員

(3) 特例措置分

地域子ども・子育て 支援事業における事 業継続支援事業	安定的な事業運営を継続して提供できるような物品の購入等に係る経 費 1 か所当たり 25,000円 ※ 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に実施した事業 に限る。
-----------------------------------	---

※ (3)特例措置分については、令和7年度に限る。